

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月28日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和 40 年岩手県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業の承認)</p> <p>第10条の3 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするとき、又は<u>同法第3条第3項</u>において準用する<u>同法第2条第2項</u>の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号。以下「育児休業規則」という。）第3条第1項に規定する育児休業承認請求書を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>2 育児休業をしている職員は、<u>育児休業規則第5条第1項各号</u>に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。</p>	<p>(育児休業の承認)</p> <p>第10条の3 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするとき、又は<u>育児休業法第3条第3項</u>において準用する<u>育児休業法第2条第2項</u>の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号。以下「育児休業規則」という。）第3条第1項に規定する育児休業承認請求書を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>2 育児休業をしている職員は、<u>育児休業規則第6条第1項各号</u>に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>(<u>育児短時間勤務の承認</u>)</p> <p><u>第10条の4</u> 職員は、<u>育児休業法第10条第2項</u>の規定により<u>育児短時間勤務の承認</u>を受けようとするとき、又は<u>育児休業法第11条第2項</u>において準用する<u>育児休業法第10条第2項</u>の規定により<u>育児短時間勤務の期間の延長の承認</u>を受けようとするときは、<u>育児休業規則第14条第1項</u>に規定する<u>育児短時間勤務承認請求書</u>を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>育児短時間勤務</u>をしている職員は、<u>育児休業規則第15条</u>において準用する<u>育児休業規則第6条第1項各号</u>に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>(<u>自己啓発等休業の承認</u>)</p> <p><u>第10条の5</u> 職員は、職員の<u>自己啓発等休業</u>に関する<u>条例（平成19年岩手県条例第65号）第2条</u>の規定に基づく<u>自己啓発等休業の承認</u>を受けようとするとき、又は同条例第7条第3項</p>

(部分休業の承認)

第10条の4 職員は、育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第9条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 部分休業をしている職員は、育児休業規則第5条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。

(修学部分休業の承認)

第10条の5 [略]

(妊産婦の時間外労働等)

第10条の6 [略]

様式第4号（第4条関係）

出勤簿（月分）	[略]					[略]	
		休暇等					
	[略]	育児休業	部分休業	[略]			
所属	[略]						

(B3)

様式第10号の5（第10条の6関係）

[略]

において準用する同条例第2条の規定に基づく自己啓発等休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第38号）第4条第1項に規定する自己啓発等休業承認申請書を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。

2 自己啓発等休業をしている職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例第9条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、職員の自己啓発等休業に関する規則第6条第1項に規定する大学等課程履修（国際貢献活動）状況変更届を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。

(部分休業の承認)

第10条の6 職員は、育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第19条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 部分休業をしている職員は、育児休業規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。

(修学部分休業の承認)

第10条の7 [略]

(妊産婦の時間外労働等)

第10条の8 [略]

様式第4号（第4条関係）

出勤簿（月分）	[略]					[略]	
		休暇等					
	[略]	育児休業	自己啓発等休業	部分休業	[略]		
所属	[略]						

(B3)

様式第10号の5（第10条の8関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 1 この訓令は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の岩手県教育委員会服務規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。